

お知らせ

山武市防災訓練

市では、災害に強いまちづくりを目指して防災訓練を実施します。

今年度は、昨年3月11日の東日本大震災を教訓として「津波避難訓練」を、市内の海岸地域を対象に行います。

対象地域の皆さんのご協力をお願いします。

日 時 3月11日(日)午前9時～11時(荒天の場合は中止)

※訓練の開始は、防災行政無線の放送が訓練スタートの合図となります。

訓練対象地域 成東地域海岸地区・蓮沼地域全域



訓練の内容 訓練の詳細は、対象地域の皆さんに改めてお知らせします。

日頃の備えとして、家庭で防災會議を実施し、家族みんなで防災意識を高めましょう。また、非常時に役立つものをひとまとめにした非常持ち出し品を日ごろから用意しておきましょう。

問 総務課消防防災係

☎(80) 1116

販路拡大を目指す

駅ナカ出展者大募集!!

市では毎月3日間、JR千葉駅構内にて市の野菜や特産物の販売、観光PRを行っています。生産者自ら、農作物や手作り商品を



楽しみながら販売してみませんか。持ち寄り、消費者の皆さんと会話を

対象品目 市内産農作物・果物・海産物、商工業品・工芸品等(常温で陳列できるものに限る)

※一部取扱できない商品もあります。また、販売にかかる旅費等の費用は自己負担となります。

問 わがまち活性課新規事業室

☎(80) 1214

関わらず届出をしなければなりません。
※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外

届出期間 土地の所有者となつた日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項 届出書に、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となつた年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。

添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

問 わがまち活性課バイオマス推進室

☎(80) 1213
千葉県農林水産部森林課森林政策室

☎(80) 043(223)2951

反転用となり、厳しい措置が取られます。
農地を狙った『甘い誘い』には、ご注意下さい。

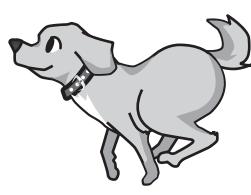
事業者「資材置き場にしたいので〇〇万円で貸して下さい」地主「資材置き場としてなら貸しましよう(こんなにお金がもらえるのなら...)」しかし、その後、地主は、農地の違反転用として処罰されるほか、産業廃棄物の堆積違反などの対象になります。

また、違反転用した事業者が行方不明になると、残された産業廃棄物は、地主が撤去することになります。

問 農業委員会事務局

☎(80) 1241

犬も大切な家族の一員 マナーを守つて飼おう



犬などのペットを飼う際、一番大切なのは、飼い主がペットや周辺環境に注意を払い責任を持つことです。犬は放し飼いにせず、必ず繋ぎ、散歩中も引き綱をつけ、フンは必ず持ち帰りましょう。

問 環境保全課

☎(80) 1161

山林の所有者届出制度が4月からスタート

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、山林の土地の所有者となつた方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により山林の土地を新たに取得した方は、面積に

農地の違反転用は絶対にやめましょ

①農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。

②農地を埋立てして農地として使用する場合も、届出または、許可が必要となります。

③違反転用した事業者はもちろんのこと、土地所有者(地主)も違